

令和3年第4回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年9月30日（木）午後2時～

場 所 越谷市中央市民会館4階 第15～17会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）赤字削減・解消計画の見直しについて Ⅲ 資料1

4. そ の 他

5. 閉 会

赤字削減・解消計画の見直しについて Ⅲ

～赤字削減・解消計画の具体的な見直し(案)の検討②～

令和3年9月30日

(令和3年第4回国保運営協議会)

1 前回会議の振り返り

(1) 今後の赤字の見通し

- ・被保険者数は、75歳以上の後期高齢者医療制度への移行などによって、年々減少していく。
- ・一方、後期高齢者の増加や介護需要の増大などにより、一人当たりの納付金は増加していく。
- ・現行の保険税を維持した場合、一人当たりの赤字額は、納付金の増加などにより、増加していく。

(2) 本市の保険税率について

- ・目指すべき埼玉県標準保険税率と比較して、所得割は、医療分は高いが後期高齢者支援分と介護保険分は低い。
- ・また、標準保険税率と比較して、均等割は、全ての区分で低くなっている。
- ・赤字解消に向けて、他市でも税率改定に取り組んでいる。

(3) 計画の見直し（案）について

- ・応能応益割合は、現状の65：35から55：45となるよう徐々に変更する必要がある。
- ・令和8年度までの赤字解消には、一人当たり21,000円の引き上げが必要となる。
- ・見直しの時期については、毎年、2年おき、3年おき、4年おきの4パターンが考えられる。

(4) 見直し案に対する主な意見

- ・令和8年度までに赤字を解消するには、保険税の引き上げはやむを得ないものとする。
- ・見直しの時期は、上げ幅が緩やかになる毎が良いと思う。
- ・毎年の見直しよりも2年おきの方が心理的な負担感は少なくなると思う。
- ・毎年の見直しよりも4年おきの方が市民には分かり易いと思うし、広報も重要である。
- ・引き上げ幅を抑制するために、引き続き、収納率や健診受診率の向上にも積極的に取り組んでいくべきである。

2 令和8年度までの赤字額の見込み

(1) 前回示した令和8年度までの赤字削減のシミュレーションへの意見について

前回お示した令和8年度までの赤字削減シミュレーションについて、委員の皆さんの意見は、令和8年度までに赤字を解消する必要があるため、大変厳しい状況ではあるが、保険税の見直しはやむを得ないとの意見でした。

また、4つのシミュレーションでは、毎年と2年おきの2つの見直し案への意見が多くありました。

(2) 計画の見直し（案）の再試算について

前回の会議では、毎年見直す案は毎年4,200円の引上げ、2年おきに見直す案は2年おきに7,000円の引上げとしましたが、応能応益割合の変更に伴う県からの負担金の増や収納率の見直しなどを見込んで再度試算し直しました。

▼赤字削減の前提条件（再試算）

修正➡① 令和8年度までに解消が必要な赤字額は19,800円と見込む。（前回のシミュレーションでは21,000円）

② 令和8年度までに応能割55%、応益割45%とすることを目標に、段階的に応能応益割合を変更する。

修正➡③ 保険税率の見直し一回当たりの額を同額とする。（ただし、毎年見直しの場合の令和8年度は異なる。）

19,800円 ÷ 見直し回数

④ 国民健康保険事業費納付金のうち医療分については、本市を含めた県内市町村が取り組む医療費適正化の効果を見込み、被保険者一人当たり納付金額の伸びを抑制して推計する。

追加➡⑤ 応能応益割合の変更に伴う県負担金（保険基盤安定繰入金）の増額と収納率の向上を反映する。



上記の前提条件をもとに、再試算し、前回の会議で意見が多かった毎年の見直しと2年おきの見直し2パターンで、令和8年度までのシミュレーションを行った。

(再試算バージョン)

(案1)毎年の見直し

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	増額合計
一人当たり保険税額	89,400円	93,400円	97,400円	101,400円	105,400円	109,200円	－
対前年度増減率	－	4.5%	4.3%	4.1%	3.9%	3.6%	－
対前年度増減額	－	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,800円	19,800円
被保険者数	67,800人	64,400人	61,200人	58,100人	55,200人	52,500人	－
法定外繰入れ必要額 (赤 字 額)	11億2,300万円	7億3,500万円	4億9,900万円	2億9,700万円	1億3,300万円	0円	－
一人当たり赤字額	16,600円	11,400円	8,200円	5,100円	2,400円	0円	－
応能応益割合	65:35	63:37	61:39	59:41	57:43	55:45	－

(表 1)

(案2)2年おきの見直し

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	増額合計
一人当たり保険税額	89,400円	96,000円	96,000円	102,600円	102,600円	109,200円	－
対前年度増減率	－	7.4%	±0%	6.9%	±0%	6.4%	－
対前年度増減額	－	6,600円	±0円	6,600円	±0円	6,600円	19,800円
被保険者数	67,800人	64,400人	61,200人	58,100人	55,200人	52,500人	－
法定外繰入れ必要額 (赤 字 額)	11億2,300万円	5億5,500万円	5億9,700万円	2億2,800万円	3億0,800万円	0円	－
一人当たり赤字額	16,600円	8,600円	9,800円	3,900円	5,600円	0円	－
応能応益割合	65:35	62:38	－	59:41	－	55:45	－

(表 2)

(3) 毎年と2年おきの見直しのメリット・デメリットについて

<毎年の見直し>

(メリット)

- ・ 毎年の見直しにより、上げ幅は緩やかになる。
- ・ 2年おきと比較すると税率改定1回当たりの被保険者の負担が軽い。

(デメリット)

- ・ 毎年、税率改定を行うことにより被保険者の混乱を招く恐れがある。
- ・ 後期高齢者医療制度は2年おき、介護保険制度は3年おきに改定しており、毎年となると心理的な負担となる。
- ・ 本市での税率改定の状況をみると、毎年税率改定を行ったことがなく、被保険者への影響が懸念される。

<2年おきの見直し>

(メリット)

- ・ 毎年の見直しよりも、2年おきの見直しの方が心理的な負担が軽減される。
- ・ 2年単位での保険税額を比較すると、毎年の見直しよりも2年おきの見直しの方が税額は低くなる。
- ・ 後期高齢者医療制度は2年おき、介護保険は3年おきの改定のため、他の制度の動向を見ることができる。

(デメリット)

- ・ 毎年の見直しと比較すると、上げ幅は大きくなる。
- ・ 応能応益割合を55：45に近づける回数が、毎年見直しの場合と比較すると少ない。

(4) 他市の保険税の見直し状況について

埼玉県内の他市（同規模・近隣）の税率改定の状況については、表3のとおりです。さいたま市は市の方針として、平成30年度から毎年少額の税率改定を行うこととしています。

さいたま市を除くと、毎年税率改定を行っている市（同規模・近隣）はなく、同じ中核市である川越市は2年毎に税率改定を行っていることがわかります。

また、表4の過去5年間（平成29年度～令和3年度）の県内市町村の改定状況を見ると、多くの市町村で改定回が多くないことが分かります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
越谷市			税率改定		
川越市			税率改定		税率改定
川口市					
さいたま市		税率改定	税率改定	税率改定	税率改定
草加市				税率改定	
春日部市		税率改定			

(表3)

【過去5年間（平成29年度～令和3年度）の県内市町村税率改定状況】

	4回改定	3回改定	2回改定	1回改定	改定なし
県内市町村数	1	1	12	35	14

(表4)

ポイント！

- ・毎年の税率改定の方が、上げ幅は緩やかなものとなるが、毎年増額となることによる被保険者の心理的な負担や、混乱を招いてしまう懸念があることから、他市（同規模・近隣）では、税率改定の間隔を空けている傾向であることが分かる。